

一般財団法人大学・短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程 新旧対照表

No.	新	旧
1	一般財団法人大学・短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程	一般財団法人短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程
2	<p>(目的)</p> <p>第1条 一般財団法人大学・短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき、短期大学の教育研究活動等についての認証評価を行うため、その実施に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 一般財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき、短期大学の教育研究活動等についての認証評価を行うため、その実施に関し必要な事項を定める。</p>
3	第2条～第5条（略）	第2条～第5条（略）
4	<p>(実施体制)</p> <p>第6条 認証評価を行うために、定款第47条第1項に基づき、<u>短期大学認証評価委員会</u>（以下「評価委員会」という。）を設ける。</p> <p>2 評価委員会に関し必要な事項は別に定める。</p>	<p>(実施体制)</p> <p>第6条 認証評価を行うために、定款第47条第1項に基づき、<u>認証評価委員会</u>（以下「評価委員会」という。）を設ける。</p> <p>2 評価委員会に関し必要な事項は別に定める。</p>
5	第7条～第11条（略）	第7条～第11条（略）
6	<p>(機関別評価の決定及び通知等)</p> <p>第12条 評価委員会の機関別評価案並びに異議申立てに係る審査委員会の審査結果及び意見申立てに係る評価委員会の審議結果を受けて、理事会は、原則として認証評価の実施年度に機関別評価を決定し、理事長が当該短期大学に通知する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(機関別評価の決定及び通知等)</p> <p>第12条 評価委員会の機関別評価案並びに異議申立てに係る審査委員会の審査結果及び意見申立てに係る評価委員会の審議結果を受けて、理事会は、原則として認証評価の実施年度に機関別評価を決定し、理事長が当該短期大学に通知する。</p> <p><u>2 評価の実施年度に提出された資料が十分でない等の理由により、適格又は不適格の判定に至らない場合は、その理由を付して当該評価を継続するものとし、理事長が当該短期大学に通知する。</u></p>
7	(削除)	<p><u>(認証評価を継続するとされた場合の取扱い)</u></p> <p><u>第13条 評価の実施年度に適格、不適格の判定に至らず当該評価を継続するとされた短期大学は、基準協会が指定する期日までに、指定する資料等を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 基準協会の求めに応じない場合又は評価を継続してもなお適格の判定に至らない場合には、機関別評価を不適格と判定する。</u></p> <p><u>3 評価の周期は、評価を継続するとされた年度の翌年度から起算して7年</u></p>

No.	新	旧
		以内とする。
8	<p>(適格に改善意見を付された場合の取扱い)</p> <p>第13条 機関別評価結果において、適格の判定に改善意見が付された短期大学は、基準協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受けなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(適格に改善意見を付された場合の取扱い)</p> <p>第14条 機関別評価結果において、適格の判定に改善意見が付された短期大学は、基準協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受けなければならない。</p> <p>(略)</p>
9	<p>(再評価)</p> <p>第14条 機関別評価結果が不適格と判定された短期大学が、改善が必要とされた事項についての再評価を希望する場合は、基準協会が指定する期間内に、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受けることができる。</p> <p>2 再評価の取扱いについては、別に定める。</p>	<p>(不適格の判定を受けた場合の取扱い)</p> <p>第15条 機関別評価結果が不適格とされた短期大学は、基準協会が定める手続きに従って、自己点検・評価報告書及び提出資料を提出し、認証評価を受けることができる。</p> <p>(新規)</p>
10	<p>(認証評価結果の再判定)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(認証評価結果の再判定)</p> <p>第16条 (略)</p>
11	<p>(公正性の確保)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>(公正性の確保)</p> <p>第17条 (略)</p>
12	<p>(認証評価結果等の公表)</p> <p>第17条 第12条、第13条第4項及び第15条第2項により決定された評価結果等は、認証評価結果報告書への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表する。</p>	<p>(認証評価結果等の公表)</p> <p>第18条 第12条、第13条第2項、第14条第4項及び第16条第2項により決定された評価結果等は、認証評価結果報告書への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表する。</p>
13	<p>(認証評価に係る手数料)</p> <p>第18条 基準協会が行う評価に係る手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員 1,300,000円(消費税別)</p> <p>(2) 非会員 1,300,000円に7年分の会費相当額を加算した額(消費税別)</p> <p>(削除)</p>	<p>(認証評価に係る手数料)</p> <p>第19条 基準協会が行う評価に係る手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員 1,300,000円(消費税別)</p> <p>(2) 非会員 1,300,000円に7年分の会費相当額を加算した額(消費税別)</p> <p>(3) 第12条第2項の規定による評価の継続に当たっては追加の手数料を徴収するものとし、その額は、実施する書面調査、訪問調査等に係る実</p>

一般財団法人大学・短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>2 評価の申込みを行った短期大学は、前項の手数料を基準協会が指定した期日までに納入しなければならない。</p> <p>3 第4条第3項の規定による評価の取下げを行った場合の手数料は、評価を受ける前年度の3月末日までに取下げを行った場合にはこれを徴収しない。評価を受ける年度の4月1日以降6月末日までに取下げを行った場合には手数料の2分の1の額を徴収し、7月1日以降は、特別の理由がない限り手数料は返還しない。</p>	<p><u>費相当額（消費税別）とする。</u></p> <p>2 評価の申込みを行った短期大学は、前項の手数料を基準協会が指定した期日までに納入しなければならない。</p> <p>3 第4条第3項の規定による評価の取下げを行った場合の手数料は、評価を受ける前年度の3月末日までに取下げを行った場合にはこれを徴収しない。評価を受ける年度の4月1日以降6月末日までに取下げを行った場合には手数料の2分の1の額を徴収し、7月1日以降は、特別の理由がない限り手数料は返還しない。</p>
14	<p>(評価員の旅費等) 第19条 (略)</p>	<p>(評価員の旅費等) 第20条 (略)</p>
15	<p>(その他) 第20条 (略)</p>	<p>(その他) 第21条 (略)</p>
16	<p>(改廃) 第21条 (略)</p>	<p>(改廃) 第22条 (略)</p>
17	<p>附 則 この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。</p> <p>附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成24年度に係る第三者評価（評価に係る評価料を含む。）から適用する。 2 第21条の規定にかかわらず、平成23年度評価に係る評価員の旅費等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行</p>	<p>附 則 この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。</p> <p>附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成24年度に係る第三者評価（評価に係る評価料を含む。）から適用する。 2 第21条の規定にかかわらず、平成23年度評価に係る評価員の旅費等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行</p>

一般財団法人大学・短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>する。</p> <p>附 則 この規程は、平成27年5月21日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>する。</p> <p>附 則 この規程は、平成27年5月21日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(新規)</p>